

総社市告示第20号

総社市ごみ集積所整備費補助金交付要綱（平成17年総社市告示第60号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(補助金の額) 第4条 補助金の額は、ごみ集積所1箇所当たり、その整備に要する工事費<u>（公共工事による補償金の交付を受けている場合は、当該補償金額を差し引いた額）</u>の3分の2とし、17万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数を生ずるときは、その端数は、切り捨てるものとする。</p>	<p>(補助金の額) 第4条 補助金の額は、ごみ集積所1箇所当たり、その整備に要する工事費の3分の2とし、17万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数を生ずるときは、その端数は、切り捨てるものとする。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。